

もみじの丘小学校 いじめ防止基本方針 令和6年（2024年）4月改定

【はじめに】

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それを受けて北海道では、平成26年4月「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行された。また、各学校においても、「『いじめ防止基本方針』を定めること」「『いじめの防止等の対策のための組織』を置くこと」が義務付けられている。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、どの児童でも起こりうる」という基本認識を踏まえ、「いじめはいかなる理由があっても、決して許されることでない」という大原則のもと、学校として「未然の防止」「早期の発見」「迅速・適切な対応」などについて全職員の共通理解のもと、より有効な手立てを探り、対応のしくみを整えていく。

（Ⅰ）いじめ防止に対する本校の考え方

1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。〈いじめ防止対策推進法 第2条より〉

2. 具体的ないじめの内容

- ・理由もなく、いじわるなことをされる
- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

〈文部科学省 いじめの防止のための基本的な方針より〉

3. いじめを理解し、対応するにあたっての留意点

- ① 本人がいじめだと感じている場合は、早急に対応する。
- ② 実際にいじめを受けていても、様々な理由からいじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の周辺の状況などを踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ③ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

- ④ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- ⑤ 発達障がい等を含む児童については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえて対応する。
- ⑥ 初期対応時等には、関係者を一堂に会して対応することは避ける。
- ⑦ 加害者への配慮も怠らない。いじめは決して許されることではないが、生活背景やそこに至った気持ちなどに寄り添うことを大切にしながら対応する。

4. 教師がもつべき いじめに対する基本的な認識

- ・ どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである
- ・ 人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ・ 大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ・ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ・ その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ・ 教職員の児童観や指導の在り方に大きな関わりをもっている
- ・ 家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている
- ・ 学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である
- ・ いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、学級や習い事等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性）や「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4. 本校のいじめ対応の実態

※『生徒指導年間計画』に基づく

- ① 悩みやいじめに関するアンケート(年2回実施)
1学期(5月)に学校独自の「悩みやいじめに関するアンケート」を、2学期(11月)には市教委発信のアンケートを実施している。それぞれの児童の記載の様子や変化にも配慮し、日常の指導に生かしている。
- ② 子どもと語ろう月間 (5月末から・11月中旬から)
「悩みやいじめに関するアンケート」の記述等を踏まえて、担任と児童が個別に面談し、児童理解の一助としている。気になる記述が見られなかった児童においても、日常の様子に基づき個別に面談し、児童一人一人の気持ちを聴くことを大切にしている。この時に得られた情報は、必要に応じて全職員で共有し、「いじめ防止対策委員会」や「校内学びの支援委員会」で対応を検討し、即実行に移している。
- ③ 保護者・家庭との連携
日常およびアンケートなどにおいて、気になることや兆候が見られた場合には、迅速に連絡・相談を行う。

④ 問題行動があった場合 ※アセスメントシート(別添2) ※進捗管理記録用紙(別添1)

- ・担任または関係教職員が迅速に個別に聞き取り等を実施し、事の詳細を確認、指導していく。
- ・指導した内容を「子どもへの指導記録用紙」に記載し、共有する。
- ・加害者・被害者両者との家庭の協力を得ながら、解消に向けて何度も対応を重ねる。
- ・解消後も気を緩めることなく、再発防止と被害者の安心を保証するために、常に加害者・被害者両者に気を配り、家庭との連絡も密にとるようにする。
- ・学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や各関係機関とのネットワークを大切に、情報共有と連携を図り、問題解決に努める。

(Ⅱ) 未然防止のために

1. 基本的な考え方

学校においては、常に人権に関する知的理解を高めること、人権感覚を育むことを意識して、教育活動を推進していくことが大切である。日常の学校での生活や学習、学校行事などの活動を通して、すべての児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は日々児童に関わらねばならない。そうすることで、確かな信頼関係のもと、児童一人一人が大切にされ、人権を尊重する集団に育っていくものとする。

2. いじめ防止のための対策

☆全職員が日常的に児童一人一人を大切にしている姿を見せ続ける。

☆常に一人一人に気を配り、アンテナを張り巡らせ、気になる行動や表情がないかを探る。

☆「いつでも話を聞くよ。」「困ったことがあったらどんな小さなことでも、遠慮しないで話してね。」というスタンスでいるようにする。子どもが気軽に話ができるような人間関係を築く。

☆子ども同士が温かく、お互いを尊重し、支え合える学級集団をつくる。

☆全職員が「ゲートキーパー」となる。

～ゲートキーパーとは？～

悩んでいる人に

- ・気付いて
- ・声を掛け
- ・話をよく聞いて
- ・必要な支援につなげ

見守る人のこと

☆加害者をつくり出さないために・・・

- ・いじめ加害者の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等を生まないように、一人一人を大切にしたい

授業を進めていく。また、学年学級やクラブ活動、委員会活動、放課後の遊び友達や習い事等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めて行く。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

(児童一人一人に自己有用感や自己肯定感をもたせる機会を多くもつようにする。)

- ・児童と関わって行く上で、大人の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- 学習面：
 - ①「学び合い」を基本とした授業を行い、仲間との関わりの大切さに気付かせる。
 - ②「聞く・話す・話し合う」に力を入れ、周りの人を尊重する態度を養う。(学年の発達段階に応じた掲示物を利用し、重点的に指導)
 - ③道徳の授業で、思いやりや協力、他者尊重などの心を育てる。
 - ④学級活動で、意見の相違に関わらず、一人一人の意見を尊重したり、仲間と協力したりすることの大切さを学ばせる。
 - ⑤総合的な学習の時間や社会科で「情報教育(ネット社会の危険性)」を学び、適切な情報の使い方を知り、決していじめにつながることをしないよう指導する。
 - ⑥児童にも、「いじめ防止のための法律がある」ということや、場合によっては犯罪になりうることなど、を学年の発達段階に応じて分かりやすく伝える。
- 生活面：
 - ①学級活動部主催の「もみじの日」の取組を通して、自らの生活を見つめ振り返る中で、公共心や思いやりの気持ちを育てる。
 - ②子どもが意欲的にやさしい言葉(ふわふわ言葉)をつかい、温かく安心できる環境をつくろうとする気持ちを育てる。
- 児童活動：
 - ①丘っ子タイム(縦割り活動)
異学年との交流を通して、やさしさ、思いやり、あこがれ、感謝の気持ちを育てる。
 - ②あいさつキャンペーン(代表委員会の活動)
進んで挨拶したり、挨拶を促したりすることを通して、温かい人間関係を育む。
- 学校行事：
 - ①全校朝会
学校長の講話の中に、いじめ防止に関わる内容を随時入れていく。
学級活動部から、「ふわふわ言葉」を奨励する話をする。
 - ②運動会・学習発表会
がんばりカードや感想カードを書く活動を通して、仲間と自分自身のがんばりや成長に気付かせ、お互いを尊重する気持ちを育てる。
- 諸会議・研修：
 - ①職員会議
会議の最後に「子どもの様子交流会」を位置付け、各クラスの様子を全職員で共有する。
 - ②校内学びの支援全体会
年に2回、6月と3月に常設し、気になる様子がないか、情報の共有をする。必要に応じて実施する。
 - ③研修会
「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」にSCによる研修会を開催したり、外部の研修会で得た知識を全職員で共有したりして教師の対応力を広げる。

- 外部の方の協力：①ＳＣ、巡回指導相談員等に、クラスの様子を随時参観してもらい、気になる様子はないかアドバイスをいただく。
- ② 外部の研修会で得た知識を全職員で共有する機会をもつ。
- ③ スマホ教室などの開催等により、ネット社会の危険性を学ぶ場を設定し、ネットいじめの防止に努める。
- 家庭の協力：①子どものスマホやパソコン、通信機能付きのゲーム機等の使用状況を常に把握してもらおうよう、懇談やお便りなどで伝える。
- ②様子が少しでもいつもと違っていたり、気になったりすることがあれば、すぐに学校に連絡をいただくように、お願いしておく。
- 地域の協力：①子どもたちの校外生活の様子で何か気になることがあったら連絡をいただくよう、いじめチェックシート(別添３)の配付や学校関係者評価委員会等を通してお願いしておく。

(Ⅲ) 早期発見のために

Ⅰ. 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。そのため、早期の発見がとても重要になってくる。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そのことを念頭におき、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から複数の教職員で関わりをもち、いじめを隠したり、見過ごしたり、軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努める。そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員のみならず、児童に関わる全ての大人が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

Ⅱ. いじめの早期発見のための対策

- 日常の子どもの見取り： **※いじめチェックシートも参照**
- ①朝、登校時→様子を見る。声を掛ける。
教室に入って来る時の表情、誰と来ているか、一人か。
欠席・遅刻が続いていないか
- ②授業中→様子を見る。声をかける。
表情、態度、発表したときの周りの反応
グループ活動、交流活動の様子
- ③休み時間→声を掛けたり、話をしたり一緒に遊んだりしながら様子を見る。
教室、図書館、体育館やグラウンド、廊下、トイレ、水飲み場で。
- ④給食中（準備・片付けも）→話をしながら様子を見る。
子どもたちの中に入って一緒に食べるなど。
- ⑤掃除中→一緒に活動しながら、様子を見て声を掛ける。
- ⑥放課後活動→授業終了後、教室などで居残り学習をしたり教師と話をしたりする

ときの様子

⑦下校時→可能な限り玄関まで行き、下校を見届ける。

表情、誰と帰るのか、一人か

⑧下校後→時折校区内を見回り、遊びの様子を見る。

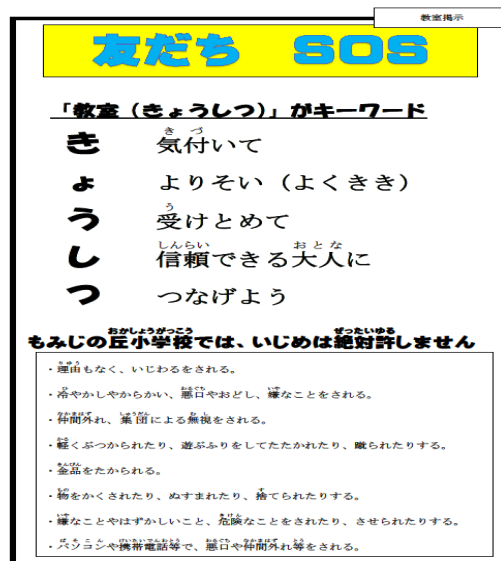
放課後の交友関係をできるだけ把握しておく

○信頼関係の構築：日頃から児童一人一人と心を通わせ、担任には何でも気軽に話せるという気持ちを児童にもたせておくようにする。

いじめを受けている当事者以外の児童も、いじめの兆候を見た時には、すぐに担任や他の教諭に話せるような関係を築いておく。

※上記のようなことを大事にしながら、学年・学級の実態に応じた児童との関わりを進めていく。

※全学級に掲示



○養護教諭による見取り：保健室にきた児童を養護教諭の視点で見る。

○担任外・専科教諭による見取り：朝玄関で児童を迎える時や学級に入った時に、第三者的な視点で見、冷静に判断する。

※日常的に各々の見取りや気づきを共有し、必要と思われる対策を講じていく。

○学年研究：週1回の学年研修で、情報の共有と、必要に応じて対策の検討をする。

○職員会議・職員集会：各クラス・児童の様子で、全職員で配慮していく必要があることについては、随時情報を共有し、方向性をとめた対応を進める。

○子どもの指導記録：児童が問題行動を起こし、個別に指導を行った場合には、事実関係を記載・共有し、重要性フォルダ等の所定の場所に保管するようにする。

○外部の方の協力：①S C、巡回指導相談員に、クラスの様子を随時参観し、気になる様子はないか見ていただき、必要に応じて対応策のアドバイスをいただく。

②保護者にもS Cとの面談を奨励していく。

(Ⅳ) いじめ対策の組織と対応

1. 組織

【いじめ防止対策委員会の設置】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下のメンバーにより構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員長：校長 事務局長：教頭（会議録） 副事務局長：教務主任

委員：保健主事・担任外教諭・養護教諭・特別支援コーディネーター・対応必要児童の学年教諭・SC・SSW・その他関係教職員

※必要に応じて、弁護士・医師・警察経験者などの専門家等や地域の関係者とする。

2. 運用方針

- ①組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係るすべての取組は校長の監督の下で行う。
- ②いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員で会議を開催する。その際は定例会議において再度確認する。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求めることとする。
- ③校長が不在時は、教頭及び教務主任で対応する。その際、責任者である校長に報告し決済を得る。

3. 会議について

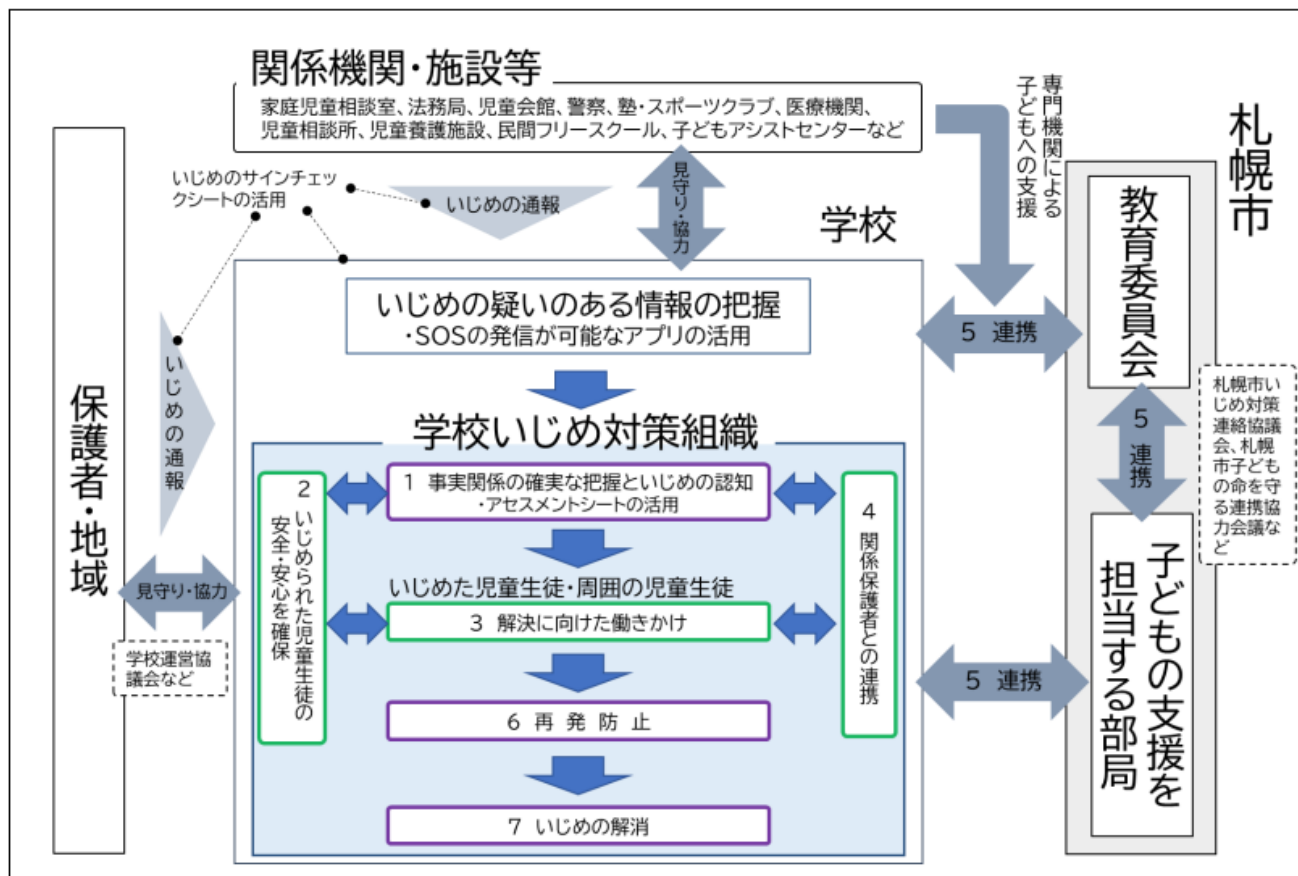
- ①いじめ防止対策委員会の会議開催予定は「生徒指導年間計画(教育課程編成等に関する諸届用紙)」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- ②毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数 及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会を必ず開催する。
- ④会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。

4. いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- ①「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については担任などの個人には委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。
- ②国の方針で定められているいじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等に対しても、心身の苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ③いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。
- ④複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICT も活用し、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

5. いじめの防止等の対処マニュアルについて

- ①札幌市いじめ防止等のための基本的な方針を参照として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- ②学校として、以下に沿って対応を進める。



※アンケート調査(5月・11月)・個人懇談等により訴えがあった場合には、アセスメントシートを活用して事実関係を確実に把握し、いじめ防止対策員会で判断、組織的な対応を行う。

- ③いじめのサインチェックシート(別添3)によって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ④職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。(別添1. 2)

※「いじめの解消」

- ・「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(ネットも含む)が止んでいる状況が少なくとも3か月以上継続していること。※重大性を考慮しより長期の期間を設定。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

〈文部科学省 いじめの防止のための基本的な方針より〉

6. 学校の取組の評価について

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

②学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげる。

7. 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- ①いじめに関する個別対応状況に関する記録・アセスメントシート及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学・転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。
- ②悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙(情報)を引き継ぎ、定められた期間(3年間)保管する。

8. 緊急時の対応について

- ①緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ②教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

9. インターネット上のいじめの防止

- ①インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ②情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

10. 重大事態発生時の対応

- ① 学校から教育委員会に、速やかに重大事態の発生を報告し、事実関係を明確にするため詳細な調査の実施を進める。児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

重大事態とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

11. 児童及び保護者、地域等への説明

- ①入学時及び各年度の開始時に、児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめ防止等の取組を推進する。
- ②同様に保護者や関係機関に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめ防止にあたる体制づくりにつなげる。
- ③方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が「いじめ基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。

別添 1

【いじめアセスメントシート 進捗管理用】 児童生徒： 年 組 番 名前

いじめの概要	Whenいつ Whereどこで Who誰が(被害・加害) What何を Whyなぜ Howどのように 必要に応じて図も記載(どの位置で、どんなことをされたか)
	いじめの認知日： 年 月 日
被害児童生徒 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか
加害児童生徒 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか

学校の取組	学校いじめ対策組織における取組内容について具体的に記載
解消の判断	※いじめ対策組織、保護者、当該児童生徒の認識をもとに判断する いじめの解消日： 年 月 日

別添 3
SAPPORO

いじめのサインチェックシート

あれ？もしかして、**いじめ**かも…



校区の学校へご相談を！

子どもから言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中にもいつもとは違った表情や態度、行動などが現れます。たくさん目で見守ることで、子どもの小さな変化にいち早く気づき、不安や悩みを取り除くことができるよう、ご協力をお願いします。

本人の様子

- ☐ 元気がなく落ち込んでいる
- ☐ 視線を合わせず、おどおどしている
- ☐ 表情が暗く、硬い
- ☐ 沈み込んだり泣いたり情緒不安定である
- ☐ 登校を嫌がるそぶりが見られる
- ☐ 傷やあざ、鼻血を出した跡がある
- ☐ 大人に何かを訴えたような態度をとる
- ☐ 服が汚れたり破れたりしている

友達と関わる様子

- ☐ 仲間に入れず一人でぼつんとしている
- ☐ 他の子どもに冷やかされたり、悪口を言われたりする様子が見られる
- ☐ 他の子どもに指示されたり、威嚇されたりする様子が見られる
- ☐ おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況が見られる
- ☐ 集団対一人の構図が見られる

地域で

家庭で

- ☐ 朝腹痛や頭痛を訴え登校を渋る
- ☐ 必要以上のお金を欲しがる
- ☐ 食欲がなくなる
- ☐ 寝付きが悪くなったり、寝不足が続いたりする
- ☐ 自分の部屋に閉じこもり、遊びに行かなくなる
- ☐ 学校や友達のことを話したがらない
- ☐ 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする
- ☐ 突然連絡が来て外出する